

憲法会議 2026年秋の憲法講座

高市改憲の動向と私たちの対抗 ～市民が声をあげて政治を変えよう～



2026年10月17日(土) @ラパスホール

改憲問題対策法律家6団体連絡会事務局長
日本弁護士連合会憲法対策本部委員

弁護士 大江京子

日本国憲法の平和主義を知ろう
何故我々は高市政権に反対するのか

平和主義(憲法前文2項) 積極的平和

「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」(前文2項)

1. 構造的暴力のない世界を目指す積極的平和

憲法は、自国の平和のみならず、全世界の国民が恐怖と欠乏から免れ平和のうちに生存する権利があることを確認し、専制と隷従、圧迫と偏狭、恐怖と欠乏などの構造的暴力が戦争の原因となることからこれらの構造的暴力を除去し、世界中の誰もが、戦争や暴力、飢餓や貧困に怯えることなく平和な社会で生存できるよう、日本政府と日本の市民に対して、積極的な行動をとるよう求めている。

なよ想いの作とはに構ないをるでれうはなクす障こいでし一止保、と全もワ防全しる安何トを安動すのでッ争る行持家しネ戦標よて維国頼の、道にしを、信和るの盟頼存り。平せ障同信生あ帯とさ保事をとで連戦め全軍義全存の反や安・信安生と、をの力とのと民し争紀事正ら全市帯戦世軍公自安る連、1、の、のすとし2は民て民愛民く（想国得市を市な理構諸をら和のを原のる頼れ平中力動障す信わ、界暴行保愛のはは世的な全を会のの、造的安和社るるく構践の平際すすな、実法、国持抛はてう憲くり保依でつい

多数の享有する。その2008年4月17日と動すの
 ない。と「権」にあってその安力生の
 て存に判の暴の間
 し生基礎高人間、人間
 と的基礎高人間、人間
 題和の古く貧の題
 問平権名か、中課
 の「人権訴訟全餓界の
 策権的訴安飢世緊
 政人本クの、ど喫
 の的基ラ家気なの
 家本の(イ国病機類
 国基て)危人け
 やのべ「力性料、だ
 念人す利努進食がな
 理個「権の先、そ益
 るい。底的断の気こ無
 ななマ。底不法空と害
 単れ一基「憲、こ有
 、わテる基「憲、こ有
 を奪なめ12い、す力
 題的ならしめ12い、す力
 問実践な憲つ破克軍
 のよ実能(切境をに
 和的的(を環境をに
 平決体を可)舵、脅た

憲法9条 徹底した非戦・非暴力平和主義

国連憲章第2条4項「すべての加盟国は、…武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、慎まなければならない。」（1945年6月26日採択同年10月24日発効）

憲法9条1項【戦争の放棄】

「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段として、永久に放棄する。」

憲法9条2項【戦力及び交戦権の否認】 徹底した非暴力平和主義

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権はこれを認めない。」

いかなる名目であっても戦争をしないが9条の神髄

○アジア太平洋戦争の痛烈な反省と唯一の戦争被爆国としての苛烈な体験に基づき、徹底した非暴力・非戦の平和主義を憲法で定めた。9条は、核戦争が人類の破滅を招くと世界に向けて警鐘を鳴らすとともに、とりわけアジアの人民に対する非戦の誓いでもある。

○戦前戦中の国民の多くは、あの戦争を侵略戦争とは思っていなかった。1941年12月8日天皇の宣戦詔書第4段は「自存自衛」のため米英に宣戦布告。「自存自衛」が日本を破滅に導いた反省から「自衛」戦争も含めいかなる名目であっても戦争はしない、そのために戦力は持たないとして軍事的オプションを徹底的に排除した（本来の9条の姿）。

○どんな戦争も「正義」を語って行われる。戦争を始める者は、国民を脅して騙して戦争を開始する。→「政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意」二度と騙されない決意（前文1項）

憲法が最高価値とするもの 「個人の尊重」原理(憲法13条)

個人の尊重・幸福追求権(憲法13条)

「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」

○個人の尊厳（尊重）の原理は、人はみな生きているだけでかけがえない価値を持っていることを認めて尊重しようとする原理。

○個人の尊厳（尊重）の原理は、他人を犠牲にして自分だけの利益を追求することを許さない。自分と同様に他人もまた尊重されなければならない。互いに尊重しあつて共存する社会。一握りの人間ではなく、一人ひとりが、みな幸せになる社会を憲法は指向する。

○個人の尊厳（尊重）の原理は、「国」や「社会」や「家」など、個人を超えた価値のために個人を犠牲にする全体主義に反対する。

個人の尊厳（尊重）が憲法が最高価値とするところであり、国家は個人の尊重（基本的人権の保障）のために存在する（立憲主義の基本）。

人権と民主主義(国民主権)と平和の関係

- ①権力の横暴を許さず個人が尊重されるためには、独裁政治や全体主義ではなく、国民自らが政治を決定する民主主義の政治(民主制)が最もふさわしい。権力を信頼し、権力者(偉い人)にお任せして統治される人民に自由はない。自らが自らを統治する(主権者である)ことが必要。(基本的人権保障と民主主義)
- ②戦争は、個人の尊厳を根底から踏みにじる究極の人権侵害。個人を尊重しては戦争はできない。自由を認めては軍隊は成り立たない。平和でなければ自由はない。平和であってはじめて個人の人は保障される。平和的生存権は、すべての基本的人権の基礎にあつてその享有を可能ならしめる基底的権利。**9条の自由と人権の下支え機能**(平和と個人の尊重・基本的人権)
- ③政府の行為によって再び戦争の惨禍を起こさないようにするのは主権者の総意であり権利であり責任である(平和と民主主義)

憲法は無意味ではない。9条は「お花畑」ではない。

憲法は無意味ではない。憲法は正当性の根拠であり、私たちの行動指標。憲法に違反する法律・政策・政権は正当性を持たない。私たちが政府に異議を述べ、今の政治を変えていく最も強力な（唯一の）武器。その武器を、市民が自ら手放すことは自爆行為。

憲法第97条 「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

憲法は権力を縛り、我らの人権を保障する。だから権力者は、憲法が邪魔。憲法の軛（くびき）から逃れて自由になりたいと考える。権力者が独裁政権を確立するために、必ず民主的な憲法の改正に手を付けている（ロシア然り、習近平然り）。

9条は現実的な安全保障の切り札

①日本が戦争の原因を作らない 攻められる理由を作らない

平和主義を貫けば、政府の行為によって戦争を始めることを阻止できる。日本が平和主義を遵守している限り、相手国は「自衛」の名目で日本を攻めることはできないし、そもそも日本は脅威ではなくなり攻める必要もない。課題は「日米同盟の深化」が憲法にも安保条約にも反していること、安保3文書改定で進む戦争準備の現実と高市政権の「中国敵視」政策

② 戦争に巻き込まれることを防ぐ 国際的にも戦争拒否権として機能

今年3月の日米首脳会談で、高市首相は、憲法9条の存在を理由に、ホルムズ海峡への自衛隊派遣の要請を断らざるを得なかった。いくら時の権力者が戦争への加担を望もうとも、憲法9条がある限り一線を踏み越えることはできない。いくらアメリカなど他国からの強い圧力を受けようとも、憲法9条を用いれば、戦争への加担を拒否できる。（1950年代の朝鮮戦争、1960年代のベトナム戦争、2000年代のイラク戦争）もし、日本に憲法9条・平和主義がなければ、日本は正義なき戦争に巻き込まれ、アジアの国々から恨みを買ひ、テロの標的国となっていたかもしれない。

（改憲問題対策法律家6団体連絡会「高市改憲を許さない」より）

高市首相の狙う改憲
国会議員の任期延長
憲法に自衛隊を明記する

2026年特別国会の衆議院憲法審査会の攻防（結論）

○会長が古屋圭司氏（自民党憲法改正実現本部長）、与党筆頭幹事に新藤義孝氏と改憲に向けた万全の布陣が敷かれた。委員50名の内訳は、自民34、維新4、国民3（3党で82%を占める）、参政2、みらい1、中道5、共産1

○今特別国会の衆議院憲法審査会は、本年4月9日から7月16日までほぼ毎週開催。テーマは緊急事態条項（任期延長と緊急政令、緊急財財政措置）、改憲手続法、9条、合区解消と地方自治と多岐にわたる（9条に関する集中討議は2022年5月19日以来）。

○改憲派が9割を占めると言われた衆議院憲法審査会の成り行きが心配されたが、終わってみれば、主要な改憲派である自民、維新、国民の3党の意見が一致したのは任期延長改憲のみ。緊急政令・緊急財財政措置、9条改憲、合区解消では足並み揃わず。

緊急事態条項イメージ案も不発 条文起草委員会設置もならず

改憲3会派（自民維新国民）は、衆議院法制局・議会議務局に緊急事態条項イメージ案を作らせて、小委員会（条文起草委員会）を設置して改憲条文を作成し国会に提出することを企んだが、今国会も設置ならず。

条文起草委員会の設置は、衆議院憲法審査会として憲法改正原案の作成を決定したと同義であり、条文起草委員会が設置されてしまえば、憲法改正原案の国会提出（国会法102条の7）までは一直線。

立法事実もなく、最高裁判決（平成17年9月14日大法廷判決）にも反し、民主性の基盤を欠く元国会議員と政権の居座りを許す任期延長改憲は、国民主権を形骸化し、9条改憲の導入口となる。条文起草委員会の設置は認めてはならない。

改憲議論が進まないのは、国民がそれを望んでいないからであり、また、憲法審査会の議論の中で任期延長改憲の必要性がないことが明確になったから。参議院も反対している。

条文起草委員会は、野党第1党が反対すれば、設置できない。中道改革連合は数少なくても野党第1党。中道が反対すれば条文起草委員会は作れない！

改憲派の強行を阻んだ要因

自民党らは、改憲を劇的に前に進める願ってもないチャンスと考えていたはず。しかし、今国会で改憲派の成果は、①ひととおりの改憲テーマについて集中討議が行われたこと、②改憲手続法についての公選法並びの3項目改正を通したことに留まり、期待したほど前進はしなかった。

要因1 国会の外から改憲反対・戦争反対の声 全国に広がるペンライトデモ（最大の勝因）

要因2 少数会派の意見も尊重する中山方式 みらいと参政党

要因3 衆議院法制局等の「緊急事態条項イメージ案」の不発

要員4 自民維新間の調整不足と他会派へのネゴシエーション不足

要員5 参議院の健闘

そもそも緊急事態条項とは何か

緊急事態条項とは、戦争・内乱・恐慌・大規模災害など、平時の統治機構をもっては対処できない非常事態において、国家の存立を維持するために、国家権力が、**立憲的な憲法秩序を一時停止**して非常措置をとることのできる権限（国会緊急権）を一定の国家機関（**首相、政府**）に授権するもの。

自民と維新は、①任期延長、②緊急政令、③緊急財政処分の3つの緊急事態条項を憲法に創設せよと主張している。

憲法はこのような緊急事態条項をあえて設けなかった。

【日本国憲法制定が議論された第90回帝国議会金森徳次郎国务大臣の答弁】

緊急勅令及び財政上の緊急処分は、行政当局者にとっては、国民の意思を無視し得る制度であるから実に重宝。しかし、民主政治を徹底させて国民の権利を十分擁護する為には、政府一存で行う緊急事態条項は認めるべきではない。緊急事態条項の余地を残せば、言葉を非常と云ふことに藉りて、それを口実に、民主主義・立憲主義憲法が破壊せられる虞れ絶無とは断言し難い。

任期延長改憲についての各会派の主張（衆議院憲法審）

自民党「議員任期延長改憲については、すでに2回の論点整理を行われており、いよいよ条文案を詰める段階に入っている」

維新の会「緊急事態条項をめぐる論点は既に出尽くしている」衆議院法制局及び憲法審査会では、「この4年間、本審査会で緊急事態条項の緊急事態条項創設をめぐる議論の集大成。直ちに条文起草委員会を設置すべき」

国民民主党、来年の自民党党大会に間に合わせるために、国会議員の任期延長改憲（と合区問題）に限って議論して条文起草を急ぐべき」

参政党は、パンデミックが含まれている国会議員の任期延長改憲には反対

中道は、「任期延長改憲について必ずしも共通認識は得られていない」「新しい会派は、少数派の意見をしるべき」として、去りし法局の緊急事態条項イメーজ案に対しては、慎重な議論が必要」として、各会派間で合意されなかった」

チームみらいは、改憲手続法の議論が重要であると主張し、緊急事態条項については、立法事実の認識が共有されていないとして、改憲ありきの議論を牽制

共産党は、すべての改憲に反対する。

緊急事態における国会議員の任期延長改憲の正体

①国家有事・武力攻撃事態（戦争）②大規模自然災害事態③テロ・内乱④感染症まん延事態⑤その他これらに匹敵する事態において、適正な選挙実施が広範囲で長期間困難な場合（選挙困難事態）には、内閣の判断により、半年又は1年（再延長の場合にはそれ以上）、国会議員の任期延長を認める改憲のこと。

⇒災害や戦争などの緊急事態を口実に内閣の判断により国民の選挙権をはく奪することを可能とする改憲

憲法は戦前の反省に基づき内閣に独裁を認める緊急事態条項を設けなかった。憲法には、参議院の緊急集会という制度があり、そもそも選挙困難事態は想定できない（立法事実の不存在）のだから、任期延長改憲は不要。国民の選挙権を全面的に制限する任期延長改憲は、国民主権原理に反し許されない。

改憲派は、国会議員の任期延長改憲と言わず「国会機能維持の改憲」と呼ぶ。これに対して、私たちは、「いつまでも国会議員でいたい人たちの自分ファースト改憲」、「選挙をしないで政権が居座り続けるための改憲」と呼んで批判しよう。

国会議員の任期延長改憲は戦争する国づくりのための改憲

- 憲法に「武力攻撃事態(戦争)」を書き込むということ
⇒9条1項2項と矛盾。あらゆる軍事オプションを排除した日本
国憲法の「平和主義」に大きな穴があく
- 内閣の判断で国民の選挙権を停止できるということ
⇒権力の居座りを許し、「国民主権」を形骸化

痛恨の歴史を繰り返してはならない

1941年2月に、衆議院議員の任期が法律により1年間延期された。選挙を行うと、挙国一致防衛国家体制の整備を邁進しようとする決意に疑いが起きかねないというのが延長の理由。選挙が延期され、その間に、国防保安法が制定、治安維持法が強化されて、反戦論を完全に封じて、日本は、1941年12月無謀な太平洋戦争に突入した。この教訓が示すとおり、緊急の事態にあっては、むしろ民主政治を徹底し、国民の審判の機会(選挙権)を保障することこそが必要。

自衛隊明記の改憲案（2018年「条文イメージ（たたき台素案）」

憲法9条1項2項を維持しながら「9条の2」を創設し、

「前条の規定は、わが国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。」「自衛隊の行動は、法律の定めるところにより、国会の承認その他の統制に服する。」との条項を付加する

「妨げず」＝9条2項の無効化・空文化

「必要な自衛の措置」＝集団的自衛権を含む

「国民の安全を保つため」＝在外邦人保護を名目に海外派兵が可能となる

「内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮官」首相に統帥権！

「国会の承認その他の統制」シビリアンコントロール極めて不徹底

「法律の定めるところにより」＝憲法で自衛隊の任務や権限を縛らない。

憲法9条に自衛隊を明記することの意味

平和主義憲法の構造が根本的に変わる

○9条の2に明記する自衛隊は、敵国攻撃能力を持ち、集団的自衛権の行使も可能な紛れもない軍隊＝戦力。陸海空軍その他の戦力を保持しないとする9条2項と正面から矛盾→後法は前法に優先し、9条2項は死文化（意味のない規定に）なる。

○自衛隊が戦力として憲法上の地位を得る→①安保法制も②フルスペックの集団的自衛権も③軍事法廷・徴兵制・徴用も④基地建設のための土地収用も、これらの法案や内閣の行為が合憲になる可能性が出てくる。

「軍事の論理」「軍事秘密」が「個人の尊重」「基本的人権の保障」よりも優越する国へと変わる危険性。

「福祉国家」（憲法25条）の理念は軍事力増強の必要性の前に無力となる。平和主義、基本的人権と国民主権を基本原理とする憲法の構造が根本から崩れる。9条の持つ自由の保障機能が破損される。これまでのように市民の自由は保障されなくなる恐れが大きい。

○9条2項削除の9条全面改憲への地ならし

自衛隊明記の改憲も理由付けが変わっていること注意

2018年の改憲推進本部のQAでは、「自衛隊の諸活動は、現在、多くの国民の支持を得ているにもかかわらず、自衛隊について一部に違憲との意見があることは、法治主義・立憲主義の観点から大きな問題があります。そこで、自衛隊を憲法に位置づけ、「**自衛隊違憲論**」を解消するために、今、憲法を改正する必要があるのです。」と説明してきた。

しかし、本年7月16日の衆議院憲法審査会の自民党の総括発言では、憲法には、国の存立と国民の命、財産をどのようにして守るのかといった国防に関する規定が定められておりません。（自衛隊明記の改憲により）**新たな脅威や刻々と変化する安全保障環境に**応じて、**自衛隊の活動と機能を相対的に常に向上して、強化**していくことが可能となる。憲法に国防規定や自衛隊を明確に定めることによって、平和安全法制などの一般法と合わせた**我が国の安全保障体系の整備、これが完成し、より強力な国防体制の最適化と抑止力の強化が図られると主張**。2022年12月の安保3文書改定以降高市政権下で進む、「安全保障環境は一層厳しさを増している」「日本独自に軍事力強化、抑止力・対処力の強化が必要」との説明と一致。

「(中国との)戦争に備えるため」が改憲理由と、堂々と語るようになった！

高市政権の戦争する国づくり
に私たちはどう立ち向かうか
～憲法運動の希望と課題～

そもそも高市改憲とは何か

戦争する国づくりの総仕上げを狙う一連の策動

国民主権・基本的人権・平和主義の基本原則を空文に変える、憲法改正の限界をも踏み越えるクーデターにも等しい所業といえる。

一体いつから？知らないうちに徐々に徐々に外堀が埋まった？

法的には、**2015年9月19日**強行採決による安保法制（戦争法）の制定（**2014年7月1日**の集団的自衛権の一部容認の閣議決定）が大きな画期

次の大きなターニングポイントは、**2022年12月16日**敵地攻撃能力の保有を認めた安保3文書改定の閣議決定

2015年の戦争法の制定は、9条1項の武力行使の要件を変更して集団的自衛権の行使を容認したが、それだけでは実体がなく戦争はできない。2022年の安保3文書の改定は、9条2項を無視して自衛隊を戦争のできる軍隊に変えて、敵を攻撃する兵器を持ち、中国を仮想敵国として戦争の準備を進めるための国家戦略を定めた。その後、この戦略に沿って戦争する国が完成形に近づきつつある。

安保法制と22年安保3文書改定で専守防衛は破棄

その姿官ま
のの長し、
し、衛略庁た守る、
使自戦衛いを攻撃す
行も衛防とこれ攻撃
を力防原前に武力攻撃
力衛的な杉建場合(武
衛防的のの場合(武
防る動で衛を受けた侵略
てす受会防行って侵略
め持た員の受けて侵略
じ保つ委今を行って侵略
は、則閣の(攻撃)出て
に、たに内国攻撃に出
きたま神院が武力外に
と、精議わ(武力外に)
ための衆「(武力外に)
けど法日。略すり
けと憲9月。侵らお
受に、7い、わて
撃限ど年でかし
攻小な1955れ身かり
力最る1955れ身かり
武要限、とがんっ
から必にはる国かは
かの論すがいは
手めも衛とわのと
相たの防源で目こ
の限守起ま名こ
は、衛小専をく、ない
と自最。言あも、は
衛も要う発…く、は
防様必いのはいこと
守態のを次てやいう
專のめ勢のしいいう

①日本の領域外で武力行使はしない②敵国を攻撃する兵器は
 ①日本が武力攻撃を受けたとき、保持し
 ②領域外に追い払うための
 ③必要最小限度の実力（自衛隊・装備）しか保持しない。
 ⇔安保法制と2022年安
 保3文書改定で専守防衛は完全に破棄された。

自衛隊の海外派兵の禁止（1954年・国連決議）⇒9条による制約の解禁が進む

高市改憲＝実質改憲・明文改憲で戦争する国の完成を狙う

○日米軍事一体化・南西諸島日本全土の軍事拠点化・戦力としての自衛隊

○軍産学一体化の推進

2022年12月の3文書改定5年間で43兆年の軍事費・2022年経済安保法成立・2023年軍事産業基盤強化法（「防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律」）・2025年学術会議解體法（法人化法）と研究者を軍事研究に動員する政策、大学2026年4月殺傷兵器の輸出解禁

○国民監視・治安立法の整備

2013年秘密保護法・2017年共謀罪法・2021年デジタル監視法、重要土地規正法・2024年経済秘密保護法・2025年能動的サイバー防御法・2026年6月「国家情報会議設置法」成立・2027年通常国会でスパイ防止法関連法・日本版CIA設置法案上程へ（有識者会議が9月に始動）重要土地規正法改正か？

○国民統合 2026年7月 国旗損壊罪 皇室典範改正

○2026年12月 安保3文書改定

新しい戦い方・超軍拡・原潜保有、非核3原則見直し・国家総動員体制の構築⇔日本もウクライナのように国民総動員で長期で戦える国がテーマ

○仕上げの明文改憲(憲法9条・緊急事態条項)

高市改憲に如何に対抗するか 憲法からのいくつかの視点

①世界情勢の変化に全く対応しないタコつぼ化日本からの脱却(後述)

高市国連演説 「旧敵国条項の削除要求」、ICC制裁非難の表明はなし！対して、米中首脳会談 我々はファシズム国家と戦った同盟国 アメリカ極の安全保障政策の破綻が露わに。アセアン諸国の世論調査では、アメリカより中国に対する親近感が上回る。世界は、中国とうまくやることを考えて外交を展開。中国の国力（経済、技術力）は、今やアメリカも無視できず共存を模索。台湾問題は位置づけが低下。トランプ「台湾」には全く関心がない。高市首相だけ（日本だけ）が勇ましく中国と敵対し、台湾有事を煽り続けている。

②手取りを増やせ＝減税ではない 減税ではなく分配！まず賃金をあげろでしょ！

内部留保を分配せよ！非正規やめろ！労働時間規制の厳守！など労働組合の再生奮起を

③まず、市民の健康で文化的な生活を保障せよ！（後述）

④税金の取り方(不公平税制の抜本改革)と使い方改革 租税と予算を憲法のもとに！財政民主主義・財政国会中心主義（憲法83条以下）戦争で儲ける国やめる 軍事と経済の切断を

⑤「公共」再生！新自由主義でグローバル資本に切り売りされた市民の共通資源（水、土地、種、自然、医療、農業、漁業と食の安全etc）を取り戻す！「全体の奉仕者」公務員の復活（非正規アルバイト公務員制の廃止・労働条件の大幅アップ）地方自治体に権限と予算配分を！

軍拡よりも暮らしと命でしょ！

軍事費よりも社会保障費・生活費・学費・公共インフラ整備

安倍政権の2013年～2018年で軍事費予算は急増（4兆8千億から5兆6千億超）他方、社会保障は4兆3000億削減されてきた。2022年12月16日の改定安保3文書では、防衛費5年で43兆円GDP比2%。

2026年度予算では軍事費が9兆円を超えた。26年度の名目GDP約692兆円
3.5%だと24.2兆円（予算全体の2割） 5%なら34.6兆円（予算全体の28%）

兵器ローン総額（新規＋規定）26年度17兆9524億円「同盟強靱化予算（旧おもいやり予算）等在日米軍経費は年8000億円以上米国へのみかじめ料か？

●F35戦闘機147機購入（1基116億円で1.7兆円）で待機児童88万6000人分の保育の受け皿が可能（1.4兆円）

●大学授業料無償化1・8兆円、児童手当高校までの延長（1兆円）、小中学校の給食費無償化（4386億円）、年金受給者全員に年間12万円追加（4兆8612億円）、公的保険医療の自己負担分をゼロに（5兆1837億円）

憲法25条1項「健康で文化的な最低限度の生活」

憲法25条「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」(1項)「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」(2項)

25条1項の起草者森戸辰男、鈴木義男は、25条1項を「人間に値する生活」の保障「贅沢ではないが通常の文明の恩沢を享受し、芸術、社交、読書、修養といった人格価値を高められるような文化を享受する生活の保障」と説明

すべての者に人間に値する生活を保障するのは国家の責務である。

2013年第2次安倍政権は、社会保障の原則は自助。国の役割は国民の自助・自立のための環境整備にある、よりよい給付を受けたければより負担せよと憲法25条を解釈改憲。日本の貧困状況は「先進諸国」の中でも最低のレベル。絶対的貧困状態にある人が増加

現在は大軍拡が社会保障を押しつぶす構造 憲法9条と25条が同時に攻撃されている。福祉国家から軍事国家への転換の岐路にある。

いまこそ、市民が、軍拡より命と暮らしを保障せよと声を上げる！

社会権の保障(25条26条28条)と個人の尊重(13条)は 主権者を真に主権者たらしめるための基本権＝民主制の基盤

日本の貧困問題は、日本の民度を左右する

日本の貧困問題は、単に生活保護や年金の額が低額すぎるという問題にとどまらない。欧州先進諸国のように、文化面を含む総合的な社会資本（社会的共同手段）が無料または低額で豊富に提供（現物給付）されていれば、貧困に陥ること自体を防げるし、経済的弱者も文化に親しみ、社会・政治活動に平等に参画できる環境を作ることができる。例えば、

- ①無料ないし安価で快適な住居の提供
- ②水・電気・ガスなど生存に不可欠の公共インフラの無料ないし安価な提供
- ③誰もがどこにいても無料ないし安価で医療や介護受けることのできる医療・介護の供給体制の再建（国民皆保険制度を取り戻す）
- ④便利な公共交通機関・安価又は無料の交通システムの整備 地方にいても、高齢でも、生活に必要な施設や文化教養施設にアクセス可能な交通システムの確立
- ⑤保育・教育費の完全無償化！保育料、義務教育高校授業料、高等教育大学授業料の無償化
- ⑥文化・芸術・教養施設の充実ほか公共サービスの無償化（低額化）

敵から攻撃を受ける危険があるのに座して自滅を待つのか。日本も9条を変えて軍隊を持ち軍事力を強化すべきとの言説に対抗する

●本当に「敵」から攻撃を受ける危険があるのか、その危険を極め、高議をこそうる原因は何か。その危険を除去する言・「中国脅威論」のいかん、正を見極める。ex. 2025年11月7日高市発言・「中

●静侵湾
冷を台
か本
の日
いが
な国
ら中
な。極
ばか
れの
けう確
な払
しを
を牲
争犠
戦い
とた
国が
中え
が堪
本に
日め
、た
ての
し何
にに
牲め
犠た
もの
活誰
生。的
もう
命よ
、え
ぜ考
なに

なせ言
れさ寝
く流は
はを「
て血石
けで磐
助手は
は同盟
力人同
リア米
メジ日
ア「
か争い
の戦な
る理い
て。え
っい考
思など
にはな
当気全
本る安
とすの
る争本
き戦日
でと
止国る
抑中せ
をはさ
国力耗
中リ消
でメを
力ア国
武。中
●いて

●戦軍60ミ

●軍事力をいくら増強しても周辺諸国の緊張を高めるだけで、日本は安全にはな
らぬ。戦争する前に財政破綻で日本は

軍事力に頼る抑止力論の幻想 完全に破綻している

こちらの武力が十分に強大なら相手は攻撃してこないの幻想

そもそも日本が中国を威嚇できるのか。GDPは日本の4倍以上。防衛費は日本が約9兆円中国は約43兆円、自衛隊員22万人中国軍204万人、保有ミサイル等戦力の差は言うに及ばず。中国は核保有国でもある。アメリカは中伊国と戦争を始める気はない。日本はアメリカに利用されて日本全土を戦場に中国と戦うはめに。（アジア人同士で血を流させるアメリカ戦略は不変）

日本が専守防衛を捨てて軍拡に走ることによって安心を得られているのか？ 現実には、中国との堪えがたい摩擦を生み、一層危険な状況に。日本の軍は、政策、日米同盟政策が東アジアの平和を損なう原因となっただけ。戦端を開きかねない。中国は日本の軍拡によって抑止されない現実を直視せよ。軍拡競争は際限がない。通常兵器や核兵器の近代化、無人兵器、AI兵器開発競争、サイバー攻撃、宇宙開発…**際限のない軍拡競争＝際限のない「脅威」の拡大再生産にほかならない。**核戦争をおびき寄せることにもなる。

軍事力に頼る抑止力論では、永遠に平和・安全は得られない。

戦争ができる国になれば日本は安全になるのか

世界最強の軍事大国アメリカは、世界一平和で安全なのか？

世界平和度指数（GPI）は、国際シンクタンクの経済平和研究所が発表する国・地域ごとの平和度を数値化した指標。平和度指数の評価は、大きく「社会の安全と治安」「継続中の国内および国際的な紛争」「軍事化」の3領域

2025年版の世界平和指数（[Global Peace Index : GPI](#)）

アメリカの平和度は世界で163か国中128番目。日本は12位（2014年から軍事化の指標で順位を下けている。2012年は5位）アメリカは来年さらに大きく順位をさげるだろう。

1位アイスランド、2位アイルランド、3位ニュージーランド、4位オーストリア、5位スイス。中国は98位、北朝鮮149位、イスラエルは155位、南スーダン156位、シリア157位、ウクライナ162位、ロシアが最下位の163位

軍隊を持たない国は侵略されるのか？ 世界には軍隊を持たない国が26か国ある。これらの国は侵略されているか？軍隊を持たず、それぞれ「攻められない国」になるための当たり前の外交努力をしている。

アメリカの現実と日本 恐怖や不安が呼び起こす「自衛」概念の拡張

恐怖や不安が呼び起こす極度の自己中心主義が、軍事に対する批判力抵抗力を麻痺させて軍事力に対する過度の期待へと熱狂を生む。それが脅迫観念にまで成長し「危険のもとを根本的に絶つ」となり、予防的・先制攻撃の誘惑「やられる前にやってしまえ」を生む。自衛概念は際限なく拡張していく（水島朝穂「日本国憲法9条と敵基地攻撃能力」成文堂）「人民を暴民に変えるのは恐怖の存在とその操作である。」（ノイマン）

アフガン・イラク戦争以降泥沼化するアメリカの「テロとのたたかい」、2026年のイラン戦争により中東の人々の恨みはさらに深く長く続く。アメリカは武力で威嚇し、武力を行使するという自らの行為により恨みを買いつける。自らが作り出した恨みに怯え、更なる軍事行動を繰り返す。世界最強の軍事力を持っていても、脅威はいつまでもなくなる。（地平2026年5月号木村草太「立憲主義と恐怖の統制」）今やアメリカは自国だけで賄えなくなり、同盟国・同志国に戦争の肩代りを求めるようになった。高市政権は尻尾を振ってアメリカの戦争を引き受けようとしている。のみならずイスラエルのようにアメリカを戦争に引き入れようとすらしているように見える。

市民ができること 孤立と分断を跳ね返しほんの少しの勇気をもって
人と繋がること(対話)からはじめよう 黙らない諦めない

憲法21条1項 表現の自由「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」

表現の自由は、言論表現活動（知る権利を含む）によって、国民（主権者）が政治的意思決定に関与するという民主制の基盤を支える基本的人権。

私たちは、「政治向き」の話をすると嫌われる、子供に「政治的」なことを教えてはいけないと思わされていないか（権力の思う壺）。特に1990年以降、新自由主義が「正義」となり、自己責任・勝ち組負け組・孤立と分断が進み、「今だけ金だけ自分だけ」が賢い生き方とされ、対話や連帯は古臭くて役に立たないとの認識が広がっていないだろうか。「私たちは対話のない社会の弊害のなかで生きていて、その極限が戦争である」（杉並区長岸本聡子）署名運動の関係で言えば、署名は対話。街頭で署名を訴える、戸別訪問で署名の協力を求めることは、一人一人の政治的表現行為であり個人の幸福追求権の行使であると同時に、**他者に対し対話を求める民主主義の実践**。孤立と分断を跳ね返し、人とつながること、対話をするところからはじめよう。

今こそ、憲法の非暴力平和主義の実践を日本政府に求める

日本が、今やるべきことは、イスラエルによるパレスチア人民に対するジェノサイドや、イスラエルとアメリカの始めたイラン戦争をただちにやめさせて平和の構築と復興に力を尽くすこと。

アジアでは、中国、韓国、北朝鮮、東南アジア諸国らと平和のための信頼関係を築いて、東アジアで絶対に戦争をさせないための地域枠組みを作ること。そのためにも、日本が過去の植民地支配と侵略戦争の過ちを認め、客観的な歴史事実認識をアジア諸国と共有することが不可欠。

重要なのは、反省と謝罪が口先だけでないことを示す行動。歴史修正主義は許さない、敵国攻撃兵器は持たない、武器輸出も解禁しない、中国との戦争を想定した軍事演習もやめる。アメリカと中国の戦争に日本は加担しないなど。中国とは、日中両国は、「すべての紛争を平和的手段により解決し、武力又は武力による威嚇に訴えない」、「アジア・太平洋地域において派遣を求めるべきではなく、このような覇権を確立しようとする他のいかなる国あるいは国の集団にも反対する」とした日中共同声明や日中平和友好条約の地平に立ち返り、真摯な協議を開始することが必要。

市民が路上から声を上げて政治を変えるしかない

武力による平和ではなく「攻められない国」になるために隣国との信頼関係を作る。戦争や構造的暴力をなくすために非軍事の貢献をしていく。「国際社会の信頼」を得ることによりこの国の平和と安全を守っていく。**憲法の非暴力平和主義の実践を今こそ日本政府に求める。**

わたしたちは戦争も戦争のための改憲も望まない。現在国会内、特に衆議院では改憲派が9割以上を占めると言われているが、好き勝手はさせない。**決めるのは私たち。**

改憲反対の声が大きくなれば、改憲派は発議できない。2016年以降、市民と労組と立憲野党の共闘で発議を止めてきた。

今、国会内で私たちの代表は極少数。だから、市民が路上から声をあげて、国会を変えるしかない。そして次の選挙 全国の市民連合出番です！

世界中に広がる反戦平和の声、アメリカやロシアから脅されても毅然と頑張るICC（赤根所長）に連帯し、全国に広がる「戦争反対」「改憲反対」のペンライトデモに私たちも呼応し、9条の会などが呼びかける署名運動にも参加して、一人スタンディングでも、あらゆる場所であらゆる方法で、主権者としての意思を示そう。